主 文

原判決中控訴人Aに関する部分を除きその余を取消す。 本件中控訴人Aに関する部分を除きその余の部分を名古屋地方裁判所に

差戻す。

控訴人Aの本件控訴は之を棄却する。 控訴人Aの控訴費用は同控訴人の負担とする。

事 実

第一、控訴人等代理人は「原判決を取消す。被控訴人の請求は之を棄却する。訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

第二、当事者双方の事実上の主張、提出援用の証拠書証の認否は左記に訂正又は 附加する外原判決事実摘示と同一であるからここに之を引用する。

一、 控訴人等代理人は

(イ) 控訴人Aを除く爾余の控訴人等(以下単に控訴人B等と称する。)の父 Cは昭和七年春頃本件土地を訴外Dから賃借しその地上に本件建物外数戸の建物を建築して所有していたところ相続により本件土地所有権を取得したE等から引続終之を賃借して来たものであり、C死亡後は同人の相続人たる控訴人B等が之を登記して来たものである。その間地主との間は至極円満に打過ぎたため地上建物の代記をなす必要を生じなかつたものなるところ昭和二十七年秋頃から控訴人B等の代で表を生じなかつたものなるところであるが価格の点について表見相違し遂に買受けるにまで至らなかつたものである。而して、被控訴人が仮に本件土地を買受けたとしても本件土地が控訴人B等及その先代が二十数年までを開発して表別の大きを知りたと、控訴人B等において買受交渉中であることを知りに関受付た土地であることを他に高価に転売せんとする意図の下に買受べきのであるから本件土地の明渡を求める被控訴人の本訴請求は権利濫用というである。

(ロ) 控訴人Fは本訴提起後当審第三回口頭弁論期日当時まで尚未成年者であて控訴人Gが法定代理人として同控訴人を代理して来たが、控訴人Gは控訴人Fの継母であるから同人の親権者たることを得ないものである。従つて、Gは控訴人Fの法定代理権を有しないものというべきであり控訴人Gが控訴人Fの法定代理人として委任した訴訟代理人が原審及当審においてなした訴訟行為は一切無効である。而して、本件は本件建物の収去並その敷地の明渡を求めるものであるが、本件建物が控訴人B等の共有に属する以上本訴は控訴人B等について合一に確定する必要的共同訴訟というべきである。従つて、控訴人Fに対する訴訟のみる分割とは出来ないのであつて、訴訟の進行もすべて控訴人B等共有者全員と同一であるべきである。尚控訴人Gが控訴人Fの法定代理人としてなしたる訴訟行為の中本件控訴の提起のみは之を追認すると述べ

件控訴の提起のみは之を追認すると述べ 二、 被控訴代理人は控訴人等の右主張事実中Cの相続関係の点を除きその余の 事実を全部争う。本件土地については元Hが六分の二、E、I、J、Kが各六分の 一の共有持分を有していたところ、Kはその持分をEに譲渡したので、Eの共有持 分は六分の二となつた。被控訴人は之等の共有者から之を買受けその所有権を取得 するに至つたものであると述べた。

三、立証として被控訴代理人は甲第六号証を提出し乙号各証の成立を認め、被控訴代理人は乙第一乃至四号証を提出し証人Eの尋問を求め甲第六号証の成立を認めた。

里 由

ー、 控訴人B等の関係

控訴人Fが本訴提起当時から当審第三回口頭弁論期日当日に至るまで尚未成年若であつたこと、同控訴人の訴訟行為は控訴人Gが法定代理人として原審においては明れて進行せしめたことは記録による委任して進行せしめたことは記録にある。然しながら、控訴人Fは訴外C及O間の嫡出子であつて控訴人Gは控訴人Fの親掛者ではなく従つてその法定代理権を有しないことも亦明である。されば、控訴るのは控訴人Fの法定代理人として弁護士に委任してなさしめた本件訴訟行為は一切無効なること控訴人F主張の通りといわなければならない。只、本件控訴の提起については控訴人Fが成年に達したる後同人自ら委任した弁護士にを追認しているから本件控訴の提起のみは有効とみなければならない。尤も訴訟行為の追認は訴訟行為全体を一括してなすべきものであつてその内の個々の訴訟行

為の追認を許すことはいたずらに訴訟を混乱に陥れるものであるから之を許すべき でないという〈要旨〉考方は一応成立ち得る。而も此の考方は一般的にいつて正当な 考方であるが、控訴の提起の如く原判決の誤謬</要旨>の是正を求める行為はそれ自 体として他の訴訟行為から切り離しても独立の意味を持ち得るから控訴の提起のみ の追認を認めたとしても訴訟の混乱を来すことがないと考えられるから控訴の提起 のみの追認も有効なものと考えなければならない。而して、本件の場合においては 右説明したところによつて明な如く控訴人Fは第一審以来当審第三回口頭弁論期日 に至るまで全く適法に代理せられなかつたもの、換言すれば同控訴人に関する限り 第一審の訴訟手続は同控訴人の関与なくして審理判決された訴訟手続上の違法があ るものといわなければならないから原判決を取消すと共に控訴人Fが成年に達し自 ら訴訟行為をなし得る現在においては之を第一審裁判所たる名古屋地方裁判所に差 戻すのを相当と考える。而も、本件の如く建物の共有者に対し之を収去してその敷 地の明渡を求める訴訟は共有者全員本件の場合においては控訴人Fを含めて控訴人 B等全員について合一にのみ確定すべき必要的共同訴訟と解すべきであるから控訴 人Fの部分のみを分離すべきではなく訴訟の進行は控訴人Fを含む控訴人B等全員 について同一であるべきものと考えなければならない。従つて、控訴人B等中控訴 人Fを除く控訴人等についても原判決を取消すと共に事件を第一審裁判所たる名古 屋地方裁判所に差戻すべきものと考える。

二、 控訴人Aとの関係

一、 成立に争のない甲第五、六号証原審証人P当審証人Eの各証言によれば本件土地 は元Dの所有であつたところ、昭和二十六年六月三十日H、E、I、K、Jが被控 訴人主張の如く共同相続したこと、Kがその持分をEに譲渡したこと、その後昭和 二十九年八月十七日被控訴人が本件土地を右E等から買受け本件土地の所有権を取 得し其の登記を為したことを認めることが出来、控訴人B等先代Cが本件家屋を所 有していたこと、控訴人B等が相続により本件家屋の所有権を取得し控訴人が右家 尾中西側の一戸に居住していることは当事者間に争がない。

そこで控訴人の権利濫用の抗弁について判断する。原審における控訴人A同Gの各供述当審証人Eの証言によれば訴外Cが本件土地をDから賃借し本件家屋をしたいたことを認めることが出来E等が相続によりする地位を承継したものというべく、又控訴人B等がCを相続したことも前記の通りであるから同人等は本件土地の賃貸人たる地位を承継したものといればない。而して、当るに至らを記れば控訴人B等が出来るしていたが遂に買いることを認めることが出来るいのありない。といれているとはよ事としままでは、といるとは、といるとは、といるとが出来ないのでありない。といるといるといるといるとは、といるといるといるとは、といるといるといるとなが出来るいら控訴人の右抗弁はその理田がない。のであることを認めることが出来るから控訴人の右抗弁はその理田がない。

されば本件建物の登記がないことは前記の如く控訴人Aの自認するところであり又本件土地につき控訴人B等の前記賃借の登記のあることについては何等の主張も立証もないから控訴人B等は前記賃借権を以て前記E等から本件土地所有権を取得した被控訴人に対抗することができず被控訴人に対し本件家屋を収去して本件土地を明渡すべき義務があること明である。従つて被控訴人と控訴人B間の本件家屋用に関する契約関係如何に拘らず控訴人は之を以て被控訴人に対抗し得ず、控訴人は本件家屋の西側の一戸から退去すべき義務があるものといわねばならない。 以上の理由により原判決中控訴人B等に関する部分を取消し之を名古屋地方裁判所に差戻し爾余の部分は右同旨に帰するから本件控訴は理由がないから之を棄却し民事訴訟法第三百八十九条第三百八十四条第八十九条第九十五条を適用し主文の如く判決する。

(裁判長裁判官 県宏 裁判官 吉田彰 裁判官 奥村義雄)